

# 入院時の食事・生活療養標準負担額を變更します

## ○食事療養標準負担額

4月1日から70歳以上の人のうち、所得区分が現役並み所得者・一般の入院時食事代の標準負担額を變更します。

対象者		負担額(1食)
現役並み所得者・一般 ※1		460円
区分Ⅰ、区分Ⅱのいずれにも該当しない指定難病患者		260円 (据え置き)
区分Ⅱ	90日までの入院	210円 (据え置き)
	過去1年で90日を超える入院	160円 (据え置き)
区分Ⅰ		100円 (据え置き)

※1…経過措置として、所得区分が現役並み所得者・一般で平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた人であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院する人は、当分の間、1食につき260円が適用されます。

## ○生活療養標準負担額

70歳以上の人で、4月1日から長期入院した場合、医療の必要性が高い被保険者が負担する食費と居住費を左表のとおり變更します。

対象者	医療の必要性の低い人		医療の必要性の高い人	
	食費(一食)	居住費(一日)	食費(一食)	居住費(一日)
現役並み所得者・一般	460円 ※1	370円	460円 ※1 ※2	370円 ※3
区分Ⅱ	210円	370円	210円 ※4	370円 ※3
区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者以外	130円	100円	370円 ※3
	老齢年金受給者	100円	0円	100円

- ※1 保険医療機関の施設基準などで420円になる場合があります。
- ※2 指定特定医療を受ける指定難病の患者は260円になります。
- ※3 指定特定医療を受ける指定難病の患者はこれまでどおり0円となります。
- ※4 過去1年で90日を超える入院の場合は一食当たり160円となります。

問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 ☎64-8476  
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

# 計量器定期検査のお知らせ

取り引きや証明に使用している計量器は、2年に一度の定期検査が計量法で義務付けられています。多久市では左記日程で定期検査を実施します。

施します。該当する計量器を持っている個人・事業所は、必ず検査を受けましょう。

## 【対象計量器】

業種	計量器の使用状況
病院・老人福祉施設等	体重計の使用(身体検査)、手術時の摘出物の計量、薬品の調剤、給食食材の搬入検査など
学校・幼稚園・保育園	身体検査用の体重計、給食食材の搬入、検品など
農業	農産物の売買・出荷のために使用する計量器など ※生産者が生産物を自らグラム計量し出荷する場合は、取引・証明行為となり定期検査の対象となる
工場・商店・事業所	計量器による製品の販売、出荷、原材料の搬入など
薬局	薬品の調剤用など
その他	運送業などで貨物・荷物の計量など

- 計量器のひょう量が250kg以下  
→集合場所検査
- ひょう量250kg以上の大型のはかり、工作物に取り付けられているもの、動かせないもの  
→所在場所検査→申請が必要

## 【検査日程】

期日	時間	場所
4月3日(火)	10時~12時	東多久公民館
	13時30分~16時	多久公民館
4月4日(水)	10時~15時30分	中央公民館

※検査には手数料が必要です。

問い合わせ 一般社団法人 佐賀県計量協会 ☎31-1411